

論点整理（案）

トリクロロエチレンについて、公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「水質環境基準」という。）、地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）及び水質汚濁防止法に基づく排水基準（以下「排水基準」という。）が見直されたことを踏まえ、廃棄物処理法省令等における各種基準等を見直すべきか。

【最終処分場における基準】

1. 一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水の基準及び廃止時の浸出水の基準

どのようなレベルに設定するか。

これまで、水質環境基準の10倍値が設定されており、水質環境基準の見直し（0.03mg/L 0.01mg/L）を踏まえ、0.1mg/Lに変更することとしてはどうか。

（従来の基準設定の考え方）

排水の水質は公共用水域に排出されると、そこを流れる河川水等により、排水口から合理的な距離を経た公共用水域において、通常、少なくとも10倍程度に希釈されると想定されることに基づく<sup>1</sup>。

2. 産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水の基準

どのようなレベルに設定するか。

これまで、地下水環境基準と同値が設定されており、地下水環境基準の見直し（0.03mg/L 0.01mg/L）を踏まえ、0.01mg/Lに変更することとしてはどうか。

（従来の基準設定の考え方）

埋立てによる汚染物質の混入等の有無を把握するために浸透水の検査の実施が盛り込まれた際、水質の目標値が「有害物質については地下水環境基準」とされた<sup>2</sup>。

3. 廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準について

どのようなレベルに設定するか。

これまで、地下水環境基準と同値が設定されており、地下水環境基準の見直し（0.03mg/L 0.01mg/L）を踏まえ、0.01mg/Lに変更することとしてはどうか。

<sup>1</sup> 中央環境審議会水環境部会排水規制等専門委員会（第3回）資料3

<sup>2</sup> 廃棄物に係る環境負荷低減対策の在り方について（第一次答申）（平成9年11月中央環境審議会）

(従来の基準設定の考え方)

最終処分場に起因する地下水汚染の有無を確認するために周辺地下水の監視が盛り込まれた際、水質の目標値が「有害物質については地下水環境基準」とされた<sup>2</sup>。

## 【産業廃棄物の判定基準】

### 1. 特別管理産業廃棄物の判定基準

どのようなレベルに設定するか。

これまで、廃酸・廃アルカリ(処理物含む)については濃度基準として排水基準の10倍値が設定されており、排水基準の見直し(0.3mg/L 0.1mg/L)を踏まえ、1 mg/Lに変更することとしてはどうか。

また、汚泥及び処理物(廃酸・廃アルカリを除く)については溶出基準として排水基準と同値が設定されており、排水基準の見直し(0.3mg/L 0.1mg/L)を踏まえ、0.1mg/Lに変更することとしてはどうか。

(従来の基準設定の考え方)

特別管理産業廃棄物としての指定は、排出から処分に至るまでの間の危険・有害性及びその間に本来予定されていた適正な処理の流れからそれた場合の危険・有害性をも考えて行うべきとされており、例えば、特別管理廃棄物の判定に際しての有害物質の溶出濃度について、我が国の水質汚濁防止法の排水基準等を広く参考にしつつ、基準の設定を検討すべきものとされた<sup>3</sup>。

### 2. 有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準

(遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準)

どのようなレベルに設定するか。

これまで、汚泥及び処理物(廃酸・廃アルカリを除く)について溶出基準として排水基準と同値が設定されており、排水基準の見直し(0.3mg/L 0.1mg/L)を踏まえ、0.1mg/Lに変更することとしてはどうか。

(従来の基準設定の考え方)

埋立処分される廃棄物は、廃棄物中に含まれる有害物が埋立地から地下水及び公共用水域へ浸出する水に溶け出す割合が問題となるので、溶出試験によってその有害性が判定され、その具体的な判定基準の数値については、埋立は海洋投入に比して人為的汚染区域の把握及び管理が容易な場合が多いこと等を考慮している<sup>4</sup>。

<sup>3</sup> (答申)(平成4年生活環境審議会廃棄物処理部会)

<sup>4</sup> 環境庁水質保全局海洋汚染・廃棄物対策室監修「産業廃棄物分析マニュアル」

### 3. 産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準

どのようなレベルに設定するか。

これまで、非水溶性の無機性汚泥（赤泥及び建設汚泥）については、溶出基準として環境基本法に基づく土壤環境基準を考慮して設定されてきた。今般、土壤環境基準の設定の考え方<sup>5</sup>を考慮し、水質環境基準値の見直し（0.03mg/L 0.01mg/L）を踏まえ、0.01mg/Lに変更することとしてはどうか。なお、上記の非水溶性の無機性汚泥の海洋投入処分に係る基準値設定の考え方については、これまでの土壤環境基準を考慮した基準値設定の考え方とは必ずしも同じではないことから、その取扱いについては、引き続き検討する必要がある。

また、有機性汚泥及び動植物性残さ並びに廃酸・廃アルカリ及び家畜ふん尿については、含有基準として排水基準を考慮して設定されており、排水基準値の見直し（0.3mg/L 0.1mg/L）を踏まえ、それぞれ0.1mg/kg及び0.1mg/Lに変更することとしてはどうか。

（従来の基準設定の考え方）

非水溶性の無機性汚泥については、対象とする廃棄物が地質学的なものであることから、海底に沈降した後も自然の地質と同等とみなされるものに限って海洋投入処分が認められることとなるよう、土壤環境基準が定められている項目（農用地に係るものを除く。）についてはこれを考慮し、海洋投入処分判定基準を定めている<sup>6</sup>。

有機性汚泥、動植物性残さ、廃酸・廃アルカリ及び家畜ふん尿については、対象とする廃棄物が液状の又は水に容易に溶解するものであることから、海中に排出される際に陸域から排出されるものと同様とみなされるものに限って海洋投入処分が認められることとなるよう、水質汚濁防止法に基づく排水基準等を考慮し、海洋投入処分判定基準を定めている<sup>6</sup>。

#### 【各種基準に係る検定方法】

どのような見直しを行うか。

資料6のとおり、前述の各基準値案は、試料の希釈等を行うことにより、現行の検定方法の通常定量範囲に含まれることから、検定方法は変更しないこととしてはどうか。

<sup>5</sup> 土壤環境基準（溶出基準）は、土壤中に存在する汚染物質が、土壤中を浸透する水により溶出され、その溶出された水を地下水として飲用に供される可能性があるとの想定の下、溶出水が水質環境基準及び地下水環境基準（人の健康の保護に関するもの）に適合したものになるようにするとの考え方で設定されている（土壤の汚染に係る環境基準の見直しについて（第2次答申）（案）（平成26年9月中央環境審議会土壤農薬部会土壤環境基準小委員会））。

<sup>6</sup> ロンドン条約附属書Iの1993年改正に伴う産業廃棄物の海洋投入処分のあり方について（答申）（平成7年6月中央環境審議会）

## 【まとめ】

以下の表のとおり、廃棄物処理法省令等における基準を見直すこととしてはどうか。

表 基準値の見直し案

	廃棄物の種類	現行 基準値	新 基準値案
一般廃棄物処分場及び産業廃棄物管理型処分場の放流水及び廃止時の浸出水の基準	-	0.3mg/L	0.1mg/L
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の廃止時の地下水の基準	-	0.03mg/L	0.01mg/L
特別管理産業廃棄物の判定基準	廃酸・廃アルカリ (処理物含む)	3.0mg/L	1.0mg/L
	汚泥、処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L
有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準	汚泥、処理物 (廃酸・廃アルカリを除く)	0.3mg/L	0.1mg/L
産業廃棄物の海洋投入処分基準	赤泥、建設汚泥	0.03mg/L	0.01mg/L
	有機性汚泥、 動植物性残さ	0.3mg/kg	0.1mg/kg
	廃酸・廃アルカリ、家畜ふん尿	0.3mg/L	0.1mg/L

## 参考 検定方法(見直しなし)

基準	現行の検定方法
一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場の放流水及び廃止時の浸出水の排水基準	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.2、5.4.1又は5.5 (排水基準に係る検定方法)
産業廃棄物安定型最終処分場の浸透水及び廃棄物最終処分場の地下水の基準	JIS K0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5 (地下水環境基準告示)
特別管理産業廃棄物の判定基準	13号告示別表第2、第3又は日本工業規格 (以下「JIS」という。) K0125(1995)の 5.1、5.2、5.3.1、5.3.2、5.4.1若しくは5.5 に定める方法 (13号告示)
有害な産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の埋立処分基準	
産業廃棄物の海洋投入処分に係る判定基準	